

速報第2923号 H30. 3. 20発行 総務課 扱	道議会における質疑・質問及び答弁要旨	30年1定 予算特別委員会 3月15日	質 問 者	真下 紀子 委員 日本共産党 (旭川市)
質 疑 ・ 質 問		答 弁		担 当 課
<p>一 子どもの貧困対策について (一) 生活保護の扶助基準の見直しに伴う影響について 子どもの貧困対策について、はじめに伺います。 まず、2013年8月からの生活保護の扶助基準の見直しに伴う影響について、道教委は影響がないよう対応したとしておりますが、どのように影響がないよう対応したのかお示し願いたいと思います。</p> <p>(指摘) 未対応の市が残っているということは、5年経過しても影響回避は全てできたということにはならないわけです。</p> <p>(二) 子どもの生活全般に関する影響について 現在、生活保護基準の切り下げが国会で審議をされておりますが、今回の見直しは、全体で160億円の生活扶助費を削減する案で約7割の世帯が減額となる見直しとなっているわけです。これまで生活保護基準は平均的世帯の消費水準の6から7割で均衡をとる水準均衡方式がとられてきました。しかし、高齢者の単身世帯の消費水準が平均世帯の5割程度という理由で、所得階層を10に分けて一番低い層の消費水準に完全に合わせようとするもので、生活保護水準がより低い水準となっていくこととなります。そのため、子育て世帯の生活実態を反映しているとは言いがた、増額となる世帯がある一方で、児童養育加算、母子加算が削減となって、子育て世帯にとっては大打撃となる改訂になるわけです。定額だった学習支援費の支給は、クラブ活動費の実費支給とされるものですから、領収書を提示した後払いになって、参考書などは対象外となるとという大改悪が予定されているわけです。子どものいる世帯、特にひとり親世帯の貧困をいっそう加速させ、就学環境を悪化させるものではないかと考えているところ 道教委は今回の生活保護の見直しによる就学援助への影響についてどのように認識をしているのか、また今後どのように対応してお考えか伺います。</p> <p>(意見) そうはいっても全額成り代わるわけにはいかないわけです。生活扶助が減額されると家計自体が小さくなります。そうした中で、教育費にかかる予算、それから、子育てにかかるお金というのが足りなくなってくる可能性があるんです。そうした中で重要な問題だというふうに考えるわけです。</p> <p>(三) 教育の平等と生活保護世帯の進学率について 今回の制度では生活保護世帯の子どもは高校を卒業したら働くことが前提となっているために、大学の進学率が低くなっていると聞いておりますけども、今後は参考書の購入さえ困難になれば、さらに困難が増す状況になるのではないのでしょうか。 これで教育の平等が担保されるのか。 どのように進学を支援していこうとするのか伺います。</p>	<p>(教育環境支援・研修担当課長) 生活保護基準の見直しに伴う影響についてでございますが、国においては、平成25年度に生活保護基準を引き下げたところでございますが、見直しに当たっては、できる限り他の制度に影響が及ばないよう対応することが基本的な方針とされたところでございまして、これを踏まえ、文部科学省では、就学援助制度に関し、生活保護基準の見直し以前の基準で要保護者と認められる者は引き続き国庫補助の対象としたほか、準要保護者に対する地方財政措置を拡充するなどの対応がなされたところでございます。 道教委では、各市町村に対し、国のこうした取組を説明するとともに、市町村が実施する就学援助に関しては、できる限り子どもたちに影響が及ばないよう適切に対応することについて、繰り返し働きかけてきたほか、毎年度、市町村における対応状況を把握し、未対応の市に対しては、重ねて働きかけてきたところでございます。</p>	<p>義務教育課</p>		
	<p>(教育環境支援・研修担当課長) このたびの生活保護基準の見直しについてでございますが、生活保護基準につきましては、5年に1度実施される全国消費実態調査を参考に検証が行われており、厚生労働省においては、今年度実施した社会保障審議会生活保護基準部会の報告を踏まえ、 ・生活扶助については、一般低所得世帯との消費実態との均衡を図り、基準額を増減し、見直すこと ・児童養育加算については、支給額を一律1万円とし、支給対象を現行の「中学生」から「高校生」まで拡大すること ・学習支援費のうちクラブ活動費については、上限額を設けた上で、実費支給とすること などについて検討が進められているものと承知をしております。 こうした見直しは、生活保護基準などを参考に市町村が実施している就学援助にも影響があるものと考えておりますが、国においては、このたびの生活保護基準の見直しに際しては、就学援助を含め、他の制度に影響が及ばないことを対応方針としており、道教委といたしましては、生活保護基準の見直しに伴い、就学援助の実施に影響が生じないよう、国に対し、必要な財政措置について要望いたしますとともに、国の動向を注視しながら、必要な対応をしてまいりたいと考えております。</p>	<p>義務教育課</p>		
	<p>(高校教育課長) 大学進学の支援についてであります。道教委では、全ての高校生等が安心して教育を受けられるよう、所得が一定水準を下回る世帯を対象に授業料以外の教育費負担を軽減するため、平成26年度から国の制度を活用し、返還の必要のない奨学のための給付金を支給しているところでございます。 また、経済的理由で大学等への進学を断念せざるを得ない生徒の進学を後押しするため、日本学生支援機構では、無利子奨学金の貸与人数などを拡充するとともに、今年度から新たに給付型奨学金を創設したところでございまして、道教委としても、制度を周知してきたところでございます。</p>	<p>高校教育課</p>		

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>(意見) 奨学金貸与型は貸与型であって、結局借りるだけです。 そして給付金についても、参考書などに充当はできませんけれども、金額が増えるわけではありませんから、一層の困難を強いるということは免れなくなるわけです。</p> <p>(四) 教育扶助と就学援助の相違について 本来は国が憲法に基づいて健康で文化的な最低限度の生活を保障しなければならないわけですが、その責任を財政力の弱い市町村負担に転嫁しているとも言えると思います。しかし、教育扶助分相当を就学援助でカバーできるかという点にはそうなっていません。教育扶助と準要保護としての就学援助との差異について、御説明をいただきたいと思っています。</p> <p>(意見) そういうことで、教育扶助には相当しない部分があるということです。それで、項目に入っているけど実施されていないことがあるということです。</p>	<p>道教委では、今後とも高校生を対象とした給付金制度について周知の徹底に努めるとともに、知事部局と連携し、国に対して奨学金制度の充実について要望するなどして意欲ある高校生の大学進学への支援に努めてまいります。</p> <p>(教育環境支援・研修担当課長) 教育扶助と就学援助の相違などについてでございますが、生活保護は、憲法第25条の理念に基づき、生活に困窮する全ての国民に対し、最低限度の生活を保障するため実施されており、そのうち、教育扶助は、義務教育に伴って必要となる費用であり、学用品費や通学用品費、校外活動費を内訳とする基準額のほか、PTA会費などを内訳とする学級費、学校給食費、通学費、学習支援費などに加え、一時扶助として入学準備金が支給されております。 一方、市町村が実施する準要保護者に対する就学援助は、学校教育法第19条に基づき、経済的理由によって就学が困難な児童及び生徒の保護者のうち、要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者に対し、就学の機会を確保するために実施しており、対象費目は教育扶助の内容に準じているものの、PTA会費など、市町村によっては実施していない費目があるほか、修学旅行費が対象費目とされております。</p>	<p>義務教育課</p>
<p>(五) 就学援助の周知徹底について そうはいっても、この就学援助というのは大変有効なシステムになっておりまして、私どもはこれを全ての生徒に周知するようにこれまで求めてきました。 昨年12月15日の文科省から通知がありまして、その中に就学援助の周知の徹底が盛り込まれているわけですが、どのような内容で、道教委はこれまで以上にどのように対応してきたのか伺います。</p>	<p>(教育環境支援・研修担当課長) 文部科学省からの通知などについてでございますが、昨年12月、文部科学省から、平成28年度における就学援助実施状況等調査の結果について通知があったところであり、その中では、 ・入学時や進級時における制度の案内の配付などによる、全ての児童生徒の保護者に対する制度の案内など、幅広い広報手段の活用や、 ・福祉事務所の長や民生委員との連携などによる保護者等に対する就学援助制度の周知方法の徹底のほか、 ・「新入学児童生徒学用品費等」の入学前支給など認定時期や支給時期の見直し を含めた、就学援助の更なる充実などが求められております。 道教委では、こうした通知の趣旨を市町村教育委員会に周知するとともに、特に周知方法の徹底や入学前支給の取組については、他都府県における取組状況を合わせて情報提供し、市町村における一層の取組を促したほか、各種会議における周知の徹底など、働きかけを強化してきております。</p>	<p>義務教育課</p>
<p>(五) 一 再 就学援助の周知の徹底について 道教委がこの分野で努力をされているということは承知しております。しかしながら、市町村においてはPTA会費等の実施というのが、完全実施に至っていないところがあります。それで実施状況というのが具体的にどうなっているのか、お聞きしたいと思います。</p>	<p>(教育環境支援・研修担当課長) 就学援助の実施状況についてでございますが、文部科学省では、平成22年度に「要保護児童生徒援助費補助金」の交付要綱を改正し、「PTA会費」「生徒会費」「クラブ活動費」の3費目を新たに国庫補助の対象費目に加えたところであり、道教委では、こうした国の取組を踏まえ、各市町村が実施する就学援助について、実施費目の拡充に積極的に取り組むよう、市町村教育委員会に対して働きかけてまいりました。 平成28年度に文部科学省が実施した「就学援助実施状況等調査」によりますと、新たに追加された3費目に係る、本道の市町村の取組状況は ・3費目とも実施している市町村が96 ・いずれか2費目を実施している市町村が23 ・1費目のみを実施している市町村が8 ・いずれも実施していない市町村が52</p>	<p>義務教育課</p>

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>(要望) 今答弁があったようにまだ十分ではないと。せめてこれは完全実施を目指すところまで頑張っていたほしいというふうに思いますし、市町村の協力と理解の下でということになりますけど、道教委においてはしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。</p> <p>(六) 要保護補助単価及び要保護・準要保護児童生徒数の推移について この通知には資料が添付をされておりまして、要保護児童生徒援助費補助単価などとともに、これを参考にすれということだと思えますけれども、要保護及び準要保護児童生徒数の推移などが紹介をされておりまして。どのような内容になっているのか、児童生徒数はどのように推移しているか伺います。</p> <p>(意見) やや減少というより横ばいだと思います。大変高い比率で、北海道では更に高いのではないかとと思うところです。</p>	<p>となっておりまして、実施費目の拡大に取り組む市町村は、年々増えてきてはおりますものの、十分とは言えない状況と考えております。 こうした状況を踏まえまして、道教委といたしましては、今後とも、各種通知や会議など様々な機会を通じて、実施費目の拡大など、就学援助制度の一層の充実に向けた、各市町村のより積極的な取組を促してまいりたいと考えております。</p> <p>(教育環境支援・研修担当課長) 通知の添付資料などについてでございますが、文部科学省からの通知には、「参考データ」として、 ・平成7年度から27年度までの要保護及び準要保護児童生徒数の推移や、 ・平成27年度における都道府県ごとの要保護及び準要保護児童生徒数の状況に関する資料が、 また、「参考資料」として、 ・平成29年度における要保護児童生徒援助費補助金に係る予算単価に関する資料など、国の平成29年度予算や、 ・「子供の貧困対策に関する大綱」 などに関する資料が添付されておりました。 また、就学援助の対象となる児童生徒数の推移につきましては、「参考データ」によりまして、平成7年度以降は増加を続け、ピークとなる平成23年度には、1,605,329人で、公立小中学校等児童生徒に占める割合は15.96%となりましたが、その後はやや減少し、平成27年度には、1,485,086人で、15.43%となるところでございます。</p>	<p>義務教育課</p>
<p>(七) 新入学児童生徒学用品等の実施状況について 新入学児童生徒に対する学用品費等を要保護児童の補助対象として、実施状況が調査をされて、公表をされております。北海道はどのような状況なのか。全国比ではどうなのか。更に拡充を目指すべきと考えますけれども、どのように取り組むのか伺います。</p> <p>(要望) 本当にまだ半分なんです。これも市町村教委の理解と協力を得て、完全実施を目指していただきたいと思えます。適切な時期に支給されるということは最も求められる分野なので、そのことは特に申し上げておきたいというふうに思います。</p>	<p>(教育環境支援・研修担当課長) 新入学児童生徒学用品費等についてでございますが、文部科学省では、援助を必要とする時期に速やかな支給が行えるよう、昨年3月、「要保護児童生徒援助費補助金」の交付要綱を改正し、小学校等に入学する年度の開始前に支給した新入学児童生徒学用品費等についても国庫補助の対象としたことから、道教委では直ちに、市町村教育委員会に対し、国の制度改正を踏まえ、市町村が実施する要保護者及び準要保護者への就学援助について、必要な援助を適切な時期に実施するよう、働きかけてまいりました。 昨年8月に文部科学省が実施した「就学援助実施状況等調査」では、新入学児童生徒学用品費等の入学前支給について、「実施済み」又は「平成30年度の新入生から実施予定」と回答した市町村の割合は、 ・小学校は、全国が40.6%に対し、本道は49.7% ・中学校は、全国が49.1%に対し、本道は52% となっております。 道教委といたしましては、こうした状況を踏まえ、引き続き、各地域において、必要な援助が適切な時期に行われるよう、各種会議を活用するなどして、各市町村教育委員会に対し、より積極的な取組を促してまいりたいと考えております。</p>	<p>義務教育課</p>

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>(八) 児童養護施設の生徒の進学について 次に児童養護施設の生徒の進学率についてです。道教委はどのように把握しているのか伺いたいと思います。また、昨今、旭川育児院での進学率の向上が注目をされておりまして、有効な取組がなされているのではないかと考えますが、道教委としてはどのように認識をされているのか伺います。</p> <p>(意見) 先日、私、卒園・進学を祝う会に参加をさせていただいたんですけども、早い方でしたら、本当に小さい頃から育児院にいて、親御さんとは離れていると、15年も離れた状態で、進学や就職をするということが決まった方々に祝意を表してまいりました。ここの取組で大事なことは、子ども達の教育支援に大学生が当たっていること、旭川医大や教育大学の学生が教育支援に当たっていること。それから、市が今年度から給付金を開始しています。生活の時に必要なお金が使えるようにということで、始めました。それから育児院の相談体制が強化されています。</p> <p>こうしたバックアップがあって、安心して子ども達が進学できるという、そして自立心を非常に高く持って頑張る姿には感動を覚えたものです。やはりこうした支援が必要なんだなということを改めて感じました。</p>	<p>(教育環境支援・研修担当課長) 児童養護施設の生徒の進学率についてでございますが、平成28年度に厚生労働省が実施いたしました「社会的養護の現況に関する調査」によりますと、道内の児童養護施設の入所者の進学率を全道の状況と比較すると</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高校等進学率は、98.5%に対し、全道は98.9%</li> <li>・大学等進学率は、18.6%に対し、全道は70.8%</li> </ul> <p>となっており、特に、大学等進学率については、その差が大きくなっております。</p> <p>また、個々の児童養護施設の入所者の進学率などは把握しておりませんが、新聞報道によりますと、旭川育児院におきましては、有志の方々の寄附を活用しながら、施設独自の奨学金を実施しており、こうした取組によりまして、昨年は、高校を卒業した入所者15人のうち7人が、大学等に進学したものと承知をしております。</p> <p>道教委といたしましては、こうした事例なども参考に、子どもたちが自らの可能性を發揮することができるよう、福祉担当部局とも連携しながら、返還の必要のない奨学金の支給や日本学生支援機構が実施する奨学制度の周知のほか、生徒の個々の状況に応じたきめ細かな対応に努めるなど、意欲のある子どもたちが安心して教育を受けられるよう、環境の整備に努める必要があると考えております。</p>	<p>義務教育課</p>
<p>(九) 相談、解決への道について 貧困や養育に困難を抱えている世帯は、ひとり親家庭であったり、あるいは親御さんに障害があったり、また虐待がある例もあります。そうした背景を持っている訳です。しかし、経済的又は子育てへの支援があれば、子どもたちの学力も向上し、能力を發揮して進学できるということが明らかになった例ではないかというふうに考えております。</p> <p>行政や学校にはそうした状況を察知する様々な機会があります。教職員が子どもの困難を見て、見つける、寄り添う、相談できる体制の構築や適切な相談をするツールを紹介することが可能であって、また必要だというふうに考えている訳です。教職員がそうしたことをキャッチできるゆとり、それから、子どもたちと十分接することができるようにすること。教職員自身がどのように相談、解決への道を、そうした社会的資源を見つけていくことができるのか非常に重要だというふうに考えています。そうした取り組みは、道教委ではなされているのかどうか伺います。</p> <p>(意見) 私は児童相談所と共に道内21箇所といわれる子総相も活用していただきたいというふうに思います。</p>	<p>(学校教育局指導担当局長) 子どもたちへの支援についてでございますが、道教委といたしましては、学校を窓口として、医療、福祉などの関係機関と連携・協力しながら、貧困などの課題を有する子どもたちの状況を丁寧に把握し、早い段階で生活支援や福祉制度につなげていくなど、教育環境の整備に努める必要があると考えております。</p> <p>このため、道教委といたしましては、学校において、教員がその専門性を生かしつつ、子どもたちの様子をきめ細かに把握することができるよう、子どもたちと向き合う時間を十分に確保するための取組とあわせまして、スクールソーシャルワーカーを活用した支援体制を構築し、ケースワーカーや医療機関、児童相談所などの福祉部門と学校や教育委員会との連携強化を図る取組を進めるなど、地域全体で子どもたちを守り・育てる教育環境の充実に取り組みでまいる考えでございます。</p>	<p>義務教育課</p>
<p>(十) 今後のとりくみについて 道教委として、今後、貧困による教育格差をなくしていくためにどう取り組むのか。これは、教育長に伺いたいと思います。</p>	<p>(教育長) 子どもの貧困対策に関する今後の取組についてでございますが、道教委では、保護者の経済状況などにかかわらず、すべての子どもたちが、ひとしく教育を受</p>	<p>教育政策課</p>

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>二 いじめ対策等について</p> <p>(一) いじめのとりえ方について</p> <p>次にいじめ対策について伺います。「北海道いじめ防止基本方針」が改定され、いじめのとりえ方がこれまでよりも深く考察されていると考えるところですけれども、新たに盛り込まれた点について御説明願います。</p> <p>(意見)</p> <p>このいじめの解消の判断が記載されたことは、非常に重要だというふうに考えます。</p> <p>(二) いじめの要因等について</p> <p>児童生徒は、いじめる方にも、いじめられる方にもなり得るといふ複雑さがあります。いじめる側はどのような考え方をしているのか調査・分析結果などがあるのでしょうか。また、いじめる側にもどのような気付きが必要とお考えなのか、いじめる立場の気持ち、いじめに加担するとか、せざるを得ない原因、要因をどのようにお考えになっているのか伺います。</p> <p>(意見)</p> <p>この点も、非常に重要だと思いますので、是非現場で共有して、その指導体制に活用できるようにしていただきたいと思います。</p>	<p>けることができる環境を整備していくことが大変重要であると考えておまして、これまで、放課後子ども教室や子ども未来塾等による学習機会の提供、高校生がいる低所得者世帯に対する修学支援のための給付金の支給、さらには、就学援助の適切な実施に関する市町村への働きかけなどに取り組んできたところでございます。</p> <p>これに加えまして、道が昨年公表した「子どもの生活実態調査」において、各種の支援施策の情報が、必ずしも十分に認知されていない状況が明らかとなりましたことを踏まえ、道及び道教委が実施する教育支援の施策を取りまとめまして、年度内に、各学校に情報提供を行うほか、新年度におきましては、知事部局とともに、保健福祉や教育、NPOなど多様な分野の関係者が参画し、地域における情報共有を図り、効果的な取組を検討するための「地域ネットワーク」を管内ごとに構築してまいる考えでございます。</p> <p>道教委といたしましては、今後とも、知事部局と緊密に連携を図りながら、学習支援や教育相談などの各種施策の充実と、支援情報の積極的な周知を図るなどいたしまして、子どもたちが、夢と希望を持って成長していくことのできる教育環境づくりに、鋭意取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>(学校教育局参事)</p> <p>基本方針におけるいじめのとりえ方についてでございますが、道教委といたしましては、いじめの問題への対応につきましては、未然防止の取組を徹底することはもとより、積極的ないじめの認知と、その解消に向けた取組が重要であると考えており、この度改定した「北海道いじめ防止基本方針」には、「けんか」や「ふざけ合い」であっても、背景にある事情を把握し児童生徒の感じる被害性にも着目して、いじめに該当するか否かを判断する必要があることを明記したところでございます。</p> <p>また、いじめが「解消している」状態と判断するには、いじめに係る行為が止んでいることと、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことの2つの要件が満たされている必要があることを示すとともに、いじめの再発や、いじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も想定し、学校において、日常的に注意深く観察する必要性も明記するなどして、いじめ問題への対応が一層適切に実施されるよう考え方や留意事項を示したところでございます。</p> <p>(学校教育局参事)</p> <p>いじめの要因等についてでございますが、国が作成しております生徒指導に関する資料などでは、児童生徒をいじめの加害に向かわせる要因として、過度のストレスを集団内の弱い者への攻撃によって解消しようとする感情や、学級集団などにおいて、基準からはずれた者に対するの排除意識のほか、いじめの被害者となることへの回避感情などが挙げられており、そのような気持ちを発散させる相手や適当な方法があった場合に、加害の行為に及ぶことが示されております。</p> <p>このようなことを踏まえ、道教委といたしましては、各学校が、加害児童生徒を指導する際には、いじめは人格を傷付け、生命、身体、または、財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させるほか、加害児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けることなどが重要であると考えているところでございます。</p>	<p>参事（生徒指導・学校安全）</p> <p>参事（生徒指導・学校安全）</p>

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>(三) 道立学校の取組について いじめが発覚しますと、いじめとの認識がなかったとか、教育的指導だったという説明がよく学校からなされます。指導の体制、対応方針の決定と保護者との連絡を組織的に実施する役割については、道立学校の取組に記載されていますが、抽象的でちょっとイメージがわかりません。具体的に教職員にどのような取組を求めているのか伺います。</p> <p>(意見) この点についても、大変重要だと思います。</p> <p>(四) 成長過程に応じた指導の向上について 子どもは言葉で表現し切れない、あるいは素直に言葉にできないことがあります。それは成長過程にとって必然ではないかというふうに考えるわけです。いじめに向き合うとき、その子の成長を支援する指導、指導の仕方やスキルを身に付けるためにどのような教育・研修がもたれているのか、成長過程に配慮しつつ、どのように対応するとしているのか伺います。</p> <p>(五) 基本方針にのっとった具体策への取組について 現場では、指導と懲戒による教育がなされていると聞いておりますが、教職員にも教育技術、手法が必要であって、経験のほか、幅広い教養と授業準備や、研修時間が十分保障される環境が必要だと考えます。 また、子どもの方でも、子ども自身の睡眠時間の不足や、食事の不十分さ、気分の悪さ、様々な時があるわけです。いつも元気なわけではありません。こうした中で、たわいのない日常が救いになることもありますし、話すことができる人、場所があることは最もいじめを防止することになるのではないかと考えます。基本方針にのっとった具体策をどう取り組むのか伺います。</p> <p>(意見) 先ほど、御答弁いただいた新しい観点というのは、私は非常に重要だと思っておりますので、この点についてもいじめが起きない環境を一緒につくっていきたいと考えます。</p> <p>三 教職員の働き方改革について (一) 就業時間の把握について これまでの議論の中で貧困対策、いじめ対策でも、子ども達の様子をきめ細かく把握するために、子ども達に接する時間の確保、いじめの背景などの洞察</p>	<p>(学校教育局参事) いじめに係る教職員の対応についてでございますが、道教委では、児童生徒が安心して学校生活を過ごすことができるよう、教職員は、児童生徒との信頼関係を築くとともに、日頃から、ささいな変化であっても、いじめとの関連を常に考慮しながら、いじめを看過したり軽視したりすることのないように努めることが重要であると考えているところでございます。 その上で、教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、決して特定の教職員で問題を抱え込むことなく、各学校で定めているいじめ防止基本方針等に基づき、速やかに「学校いじめ対策組織」に報告することや、校内において、教職員の役割分担を明確にしながら、調査による事実関係の把握や被害児童生徒への支援と加害児童生徒への指導等について、確実に実行することとしており、このような対応を行うに当たっては、発生した事案の内容を踏まえて、保護者や関係機関等との間で、早期に情報共有しながら、対応していくことが重要であると考えているところでございます。</p> <p>(学校教育局参事) 児童生徒の成長過程に応じた指導についてでございますが、加害児童生徒に対する指導を行うに当たりましては、当該児童生徒の日ごろの学校生活で見られる様子や学習状況等から把握できる課題等を踏まえながら、いじめを行った背景等にも目を向け、今後の生活の中で、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す支援が求められており、各学校では児童生徒の状況等に基づき、具体的な対応方針を定める必要があると考えております。 道教委では、これまでも、教職員の職務や経験などに応じたいじめの防止等のための対策に関する研修会として、「生徒指導研究協議会」を毎年開催してきたところでありますが、今後は、研修内容の一層の充実を図るとともに、スクールカウンセラーなどの専門家を活用した校内研修の実施を促すなどして、各学校における加害児童生徒に対する指導や支援が適切かつ効果的に行われるよう努めてまいります。</p> <p>(学校教育局長) いじめ防止等に向けた学校体制の充実についてでございますが、道教委では、全ての児童生徒が、安心して、学習やその他の活動に取り組める学校づくりや、いじめの未然防止に向けた予防的な生徒指導を推進することが大切であると考えておまして、基本方針にその旨を明記しております。各学校におきましては、こうした考え方を教職員が共通に認識して、指導や相談等に当たる校内体制を一層充実させることが重要であると考えているところでございます。 こうしたことから、道教委といたしましては、今後、各学校が、道の基本方針に基づき作成している学校いじめ防止基本方針に、いじめの問題への対応の在り方のほか、教育相談体制や校内研修などの内容を位置付けて、学校全体で取り組めるよう、指導助言しますとともに、いじめ未然防止モデルプログラムの普及を図り、また、学校との密接な連携の下で、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの外部の専門家を派遣するなどして、学校の取組を支援しながら、いじめ防止等に向けた校内体制の充実を目指してまいります。</p> <p>(服務担当課長) 勤務時間の把握についてでございますが、文部科学省の緊急対策などにおきまして、ICTの活用やタイムカードなどにより勤務時間を客観的に把握し、集計</p>	<p>参事 (生徒指導・学校安全)</p> <p>参事 (生徒指導・学校安全)</p> <p>参事 (生徒指導・学校安全)</p> <p>教職員課</p>

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>などが求められていることが分かりました。教職員の働き方を改善していくために、就業時間の把握は大前提だと申し上げてきましたけれども、今般、文科省からも同趣旨の通知が来ていると承知しています。時期も手法も検討するという余地は十分あったはずで、私が指摘してきたわけですから。ところが、道教委はできるだけ早くというだけで、対応時期を示しておられません。あまりに真剣味にかけるとは思いますが、時期・手法を含めてどのように対応するのか、まず伺います。</p> <p>(二) 残業60時間の根拠について 1 アクションプランの目標について 道教委は、アクションプランの目標として、3年間で週60時間を超える残業をなくすことのようにしておりますが、一体、出勤退勤管理をしないで、就業時間を客観的に把握しないで、何を根拠に就業時間を把握するとおっしゃっているのですか。</p> <p>1-再 アクションプランの目標について 就業時間を客観的に把握しないで、60時間と言われましても、その60時間には根拠がありません。これまで、就業時間の把握は大前提と繰り返し申し上げてきたが、道教委はできるだけ早くということを繰り返して、対応時期を示しておりません。いつを目指すのか。再度見解を伺います。</p> <p>(意見) これはいくら速度を上げても、スピード違反になりませんから、しっかりとがんばっていただきたいと思えます。アクセル全開をお願いします。</p> <p>2 リフレッシュする時間等の確保について 週60時間ということは、平均で3時間の残業なんです。これだけ長時間勤務をしながら、教職員の方々がリフレッシュする時間、そして何より休息する時間や、教職員自身が読書などする時間を確保できるのでしょうか。</p> <p>(意見) 子どもだけではなく、大人も読書ができる時間を取れるようにしていただきたいと思えます。</p> <p>3- 欠</p>	<p>するシステムを直ちに構築するよう示されたことなどを踏まえ、道教委では、アクション・プランの作成に当たり、道立高校の約3分の1に当たる67校を訪問した際に、勤務時間の客観的な把握の具体的な方法について、教職員との意見交換を行ったところでございます。その中で退勤においては、授業の準備や部活動を指導した後、職員室の自席に戻らず帰宅することがあるなどの意見があり、こうした勤務実態を考慮した出勤退勤管理の仕組みが必要であると考えているところであります。</p> <p>道教委といたしましては、勤務時間の把握・記録は、管理職員が職員の健康への配慮や業務の平準化、効率化など、業務処理体制の改善を進める上で大切であると考えていることから、引き続き、教職員の意見を聞きながら、道立学校において、勤務時間を客観的に把握し集計するシステムを可能な限り早期に構築してまいります。</p> <p>(総務政策局長) アクション・プランの目標についてでございますが、道教委では、これまで、教職員の勤務時間の把握を「時間外勤務等の縮減に向けた重点取組」に位置づけ、各学校においては、管理職員が、目視や事前・事後の申し出などにより教職員の勤務時間を把握しているところであり、今後は、1週間当たりの勤務時間が60時間を超える職員に対して、管理職員が当該職員と業務全般の内容や優先順位等を協議しながら、時間外勤務の縮減方策を具体的に定めるなどいたしまして、適切な勤務時間となるよう取り組むこととしております。</p> <p>道教委といたしましては、アクション・プランの目標である「1週間当たりの勤務時間が60時間を超える教員を、全校種でゼロにする」ためには、勤務時間をより的確に把握する必要があると考えておりますことから、道立学校において、勤務時間を客観的に把握し集計するシステムを可能な限り早期に構築した上で、時間外勤務の一層の縮減に取り組んでまいります。</p> <p>(教育部長) 対応時期についてでございますが、道教委といたしましては、文部科学省の緊急対策で示された方法なども踏まえまして、引き続き、教職員の意見を聞きながら、道立学校においては、勤務時間を客観的に把握し集計するシステムを可能な限り早期に構築できるよう、スピード感を持って鋭意取り組んでまいります。</p> <p>(総務政策局長) 教員の疲労回復などについてでございますが、道教委といたしましては、教員が業務の質を高めるとともに、日々の生活や教職人生を豊かにすることで、自らの専門性や人間性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行い教育の質を高めるとい、働き方改革の目指す理念を共有しながら、取組を実行する考えでございます。</p> <p>こうしたことから、教員が使い易い教材コンテンツや、宿題として活用できる教材などの充実にも努めるとともに、学校閉庁日の設定や部活動休養日の完全実施などを行い、教員一人一人が十分に、授業準備の時間や研修の時間、心身の疲労を回復させる時間を確保できるよう積極的に取り組んでまいります。</p>	<p>教職員課</p> <p>教職員課</p> <p>教職員課</p>

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>4 産休等代替職員の未配置問題について  (1) 産休等代替職員の把握について  産休・育休を取得する際、代替教職員の配置があるかどうか極めて重要な問題です。ところが、学校の運営や、募集しても来ないなどを理由に産休等代替職員の未配置問題が生じておりますが、どう把握しておりますか。</p>	<p>(教職員課長)  産休及び育休代替教員の配置についてであります  が、道教委では、欠員が生じた場合には、ハローワークやホームページを通じて代替教員を募集しているほか、希望者がインターネットからあらかじめ登録しておくことができる「代替教職員等応募・任用システム」により速やかな確保に努めているところであります  が、応募者が集まらないことから代替教員の確保に時間を要している学校もあり、平成29年10月1日現在、産休代替教員は11人、育休代替教員は5人の欠員が生じているところでございます。</p>	<p>教職員課</p>
<p>(2) 今後の対応について  一人でも欠員があるっていうのは問題だと思いますよ。女性が妊娠・出産をしながら働き続けるために、代替配置は必須な条件なんです。今後どう対応していくお考えか伺います。</p>	<p>(教職員課長)  今後の対応についてであります  が、道教委では、女性教員が希望どおりに働き続けられる環境を整備することが重要であると考えておまして、このため、産前・産後休暇及び育児休業を取得する教員の職務を補助する代替教員の任用に努めているところでございます。  しかしながら、最近の教員志望者の減少などからその確保が困難な状況もあることから、道教委としては、今後、これまでの取組に加え、潜在的な教員免許状所有者にも、教職について興味や意欲を持っていただけるよう、広報などにより、広く周知してまいりたいと考えております。</p>	<p>教職員課</p>
<p>(2) 一再 今後の対応について  どうして応募しないかと言いますと、キャリアアップに繋がらないんですね。同じ人が代替教員を繰り返して任用されている状況があって、代替教員化されてしまうという問題があります。正規教員と同様に授業を持ち、児童生徒に指導しているのに、なかなか教員の採用検査に登録されないという問題があると聞いております。  こういう方々にもですね、インセンティブを發揮して機会を作るといふことが必要ではないかと思いがいかですか。</p>	<p>(教職員課長)  代替教員を対象とした選考検査のあり方についてあります  が、道教委では、正規教員と同様に校務を行っている期限付き教員、産休代替教員及び育休代替教員の実態等を十分勘案しつつ、客観的に、教員としての資質や実践的指導力を見極めることができるよう、新年度から特別選考検査を実施することとしたところであり、現在、実施要領の作成に向け作業を行っているところでございます。</p>	<p>教職員課</p>
<p>(2) 一々 今後の対応について  ちょっと確認したいんですが、この産休代替の関係で、校内体制で対応して代替教員を置かない学校があると聞きます。これはきちっと配置するということでよろしいでしょうか。</p>	<p>(総務政策局長)  代替教員につきましては、基本的に配置する考えで行っております。</p>	<p>教職員課</p>
<p>5 免許外教科担任の許可件数の推移について  (1) 免許外教科担任の許可件数の推移について  免許外教科担任の許可件数を2015年の4定で質問しまして、道教委が非常に多いということを指摘して、改善を求めましたが、その後どのような推移になっているのか伺います。</p>	<p>(教職員課長)  免許外教科担任の許可件数についてであります  が、札幌市を除く公立学校における過去3年間の許可件数は、平成26年度が1,363件、27年度が1,218件、28年度が1,159件でありまして、この3年間で204件の減少となっているところでございます。</p>	<p>教職員課</p>
<p>(2) 今後の対応について  私から言わせますと、この3年間で204件の減少に留まっていると、今も千件を超えておまして、全国比でも11.7%と高水準なんですね。このところは教職員の加重負担にならないようにさらに努力していただきたいと思っております。今後さらに解消していくことが必要と考える訳ですけど、専門外の授業準備などを考えますと、免許を持った担任配置を実施すべきだと考えます。小学校では、お聞きをしたところ専科を導入することによって、授業準備時間を確保できると、担任からも歓迎する声が出ておりました。今後どう対応するのか伺います。</p> <p>兼務ですとか、複数免許の取得ってこれは大きなストレスになるんですね。過密労働になりますのでそここのところも十分配慮しながらやっていただきたいと思っております。</p>	<p>(教職員課長)  免許外教科担任の解消についてであります  が、学校教育の充実には、その直接の担い手である教員の資質能力に負うところが大きく、免許を有する教員が教科指導を行うことが望ましいものと考えており、これまで、免許外教科担任の多い技術や家庭などの免許を新たに取得するための認定講習を実施するとともに、複数免許所有者の採用や適正な人事配置、さらには非常勤講師の配置などに努めてきたところでございます。  道教委としましては、今後、複数校を兼務する教員の加配措置や非常勤講師の配置のほか、計画的な認定講習の開設などにより、免許外教科担任の解消に向けて取り組むほか、小学校においては、国の加配を活用して、体育や理科、外国語活動等において専科教員を配置してきており、今後とも、こうした取組の充実が図られるよう、中学校の小規模校の定数措置の拡充も含め教職員定数の改善について、国に対し要望してまいりたいと考えております。</p>	<p>教職員課</p>

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>6 新指導要領に伴う授業時数の増加について 時間外勤務の時間を短縮するためには、業務量を減らすことなしにはできないところにきています。ところが、新学習指導要領によりますと、小学校の英語授業が3年生4年生で各35時間追加されますが、減少する授業がないわけですね。必然的に時数は増加し、準備のための時間も必要となり、新たな教科へのストレスも生じるどころであります。この点、どう対応するのか、事務量、業務量を減らす立場からどのような対応策をとるのか伺います。</p> <p>7 時間外勤務の縮小について 国は標準定数を決める考え方として、授業時間と同等の準備時間が必要だとしております。代表質問でも、指摘をしたのですが、学習指導要領が改訂する度に、昨今は、授業時数が増えてきているわけですね。皆さんは、半どんをご存じですか。半どんの時代に週5.5日でやっていましたね。その時と同じ授業時数が今、5日で行わなければならない状況になってなっています。それで、本当に業務量を減らすために、どうするかといったら、子ども達の人数を減らして、少人数学級にして、人員を増やすことなしに、業務量を減らすところは限界にきています。ですから、こここのところをしっかりと解決していくことが必要になっていきます。これまでの議論を踏まえて、時間外勤務の縮小と教職員の能力が発揮され、そして、子どもたちにとって豊かな教育環境として、教職員の働き方の改善をするために、教育長はどう取り組むのか伺います。</p> <p>(意見) 意見交換する中で、職員の皆さんがどれだけゆとりを持って、仕事をされているかということで、お聞きしました。その時に、指標としたのが、読書数です。どれだけの読書をされていますか、ということ。私はせめて教職員の皆さんも道教委の皆さんも、子ども達の間で、話題になっているものについては、目を通す時間があるべきだと考えています。それで、「ざんねんないきもの事典」は話題になりましたが、皆さんは御覧になりましたか。それから、吉野源三郎さんの「君たちはどう生きるか」、これはマンガとして発行されて、短期間で200万部を越えているのです。このことについて、お聞きしたところ、ほとんどの方が読んでいないことは残念だと思います。この舞台は1937年の東京で主人公は中学生のコペル君とそのおじさんです。このコペル君が、友達を裏切ってしまうと、学校に行けなくなって、強い自責の念にかられた時に、おじさんに相談します。その時に言った言葉が非常に感動的なので、最後に紹介し終わりたいと思います。体の不調と同じように心に感じる苦しみやつらさは、人間として、正常な状態にないことを知らせてくれます。その苦痛のおかげで、本来、人間がどういふものか知ることができる。人との不調和を苦しいと感じるのは、人間同士が調和して、生きていくべきものだから、才能を伸ばし、その才に応じて、歩いて行くはずなのに、そうでない場合には、苦しく、やりきれなく感じるのは、これが本来あるべき姿である。そして、もっとも苦しいのは、自分が取り返しのつかない過ちをしてしまったという意識、それを苦しいと感じるのは、正しい道にしたがって、歩こうとしているからだということです。それを聞いたコペル君は行動を起こします。その続きは、是非、お読みいただきたいと思います。</p>	<p>(教育部長) 働き方改革の取組についてでございますが、学校は、学習指導要領や社会からの要請等を踏まえ、児童生徒への指導を一層充実することが期待されておりまして、その実現に向けては、教員が、健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を整備することが必要であると考えております。 このため、道教委といたしましては、この度、作成するアクション・プランの下で部活動指導員やスクール・サポート・スタッフといった、外部人材の導入や、部活動休養日等の完全実施などの取組を進めることとしておりまして、毎年度、取組状況を検証し改善を図りながら、教員の負担軽減に向けて働き方改革を着実に進めるとともに、定数改善や勤務時間制度の改善などについて、国に強く求めてまいりたいと考えております。</p> <p>(教育長) 今後の取組についてでございますが、「学校における働き方改革」は、学校はもとより、道教委、市町村教育委員会、更には家庭、地域などを含めた全ての関係する方々が想いをひとつにして、取り組んでいくことが重要であると考えております。 このため、道教委におきましては、この度、作成するアクション・プランの下で、1週間当たりの勤務時間が60時間を超える教員を全校種においてゼロにすることを今後3年間の目標として掲げまして、各般の取組を進め、毎年度、取組を検証し改善を図るとともに、道教委、市町村教育委員会、学校の役割を明らかにし、保護者や地域の方々の理解をいただきながら、道内全ての学校において、働き方改革を着実に進め、教員が健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら、学校教育の質を高めていける、そういった環境を整備してまいります。</p>	<p>教職員課</p> <p>教職員課</p>